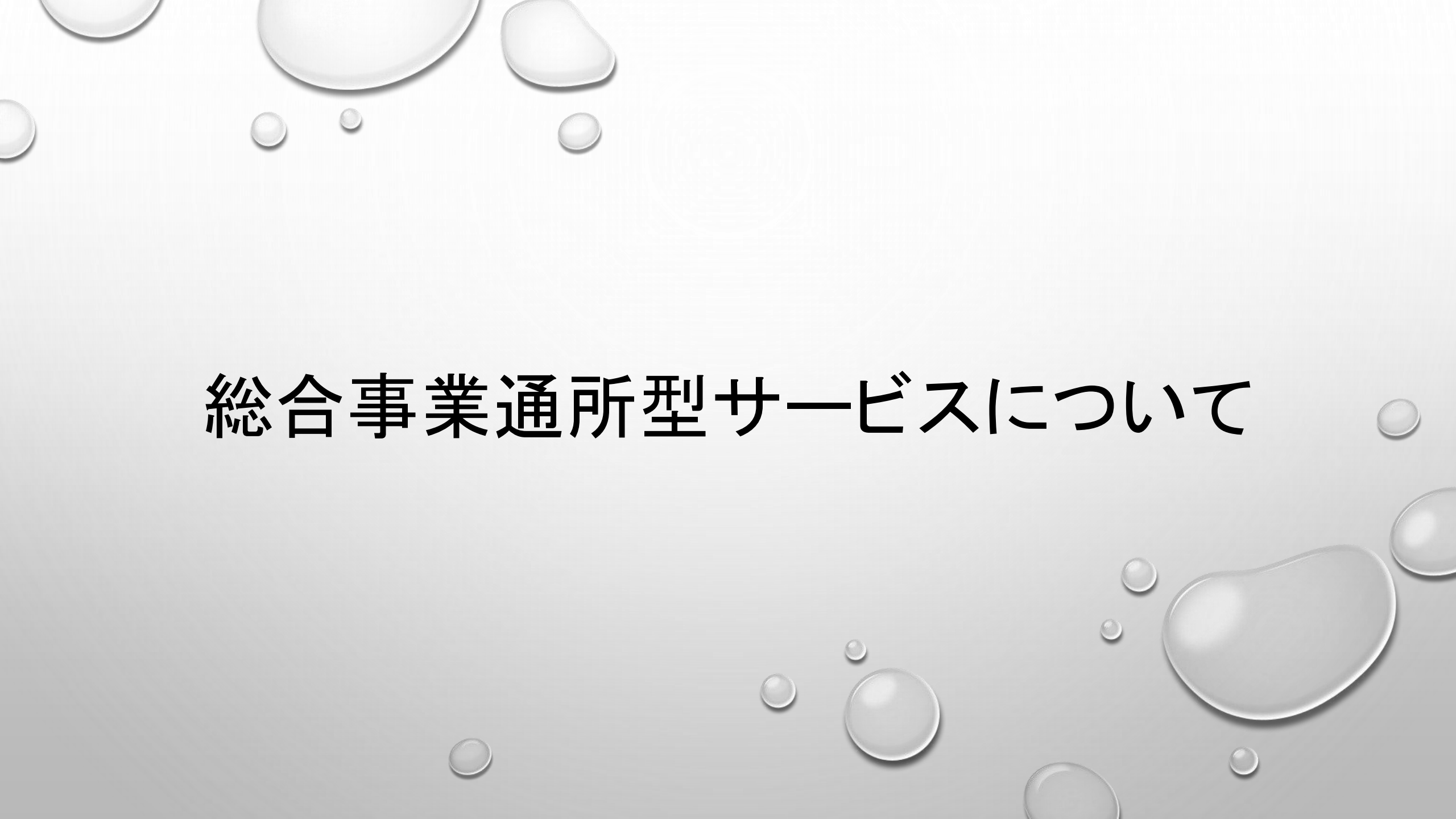




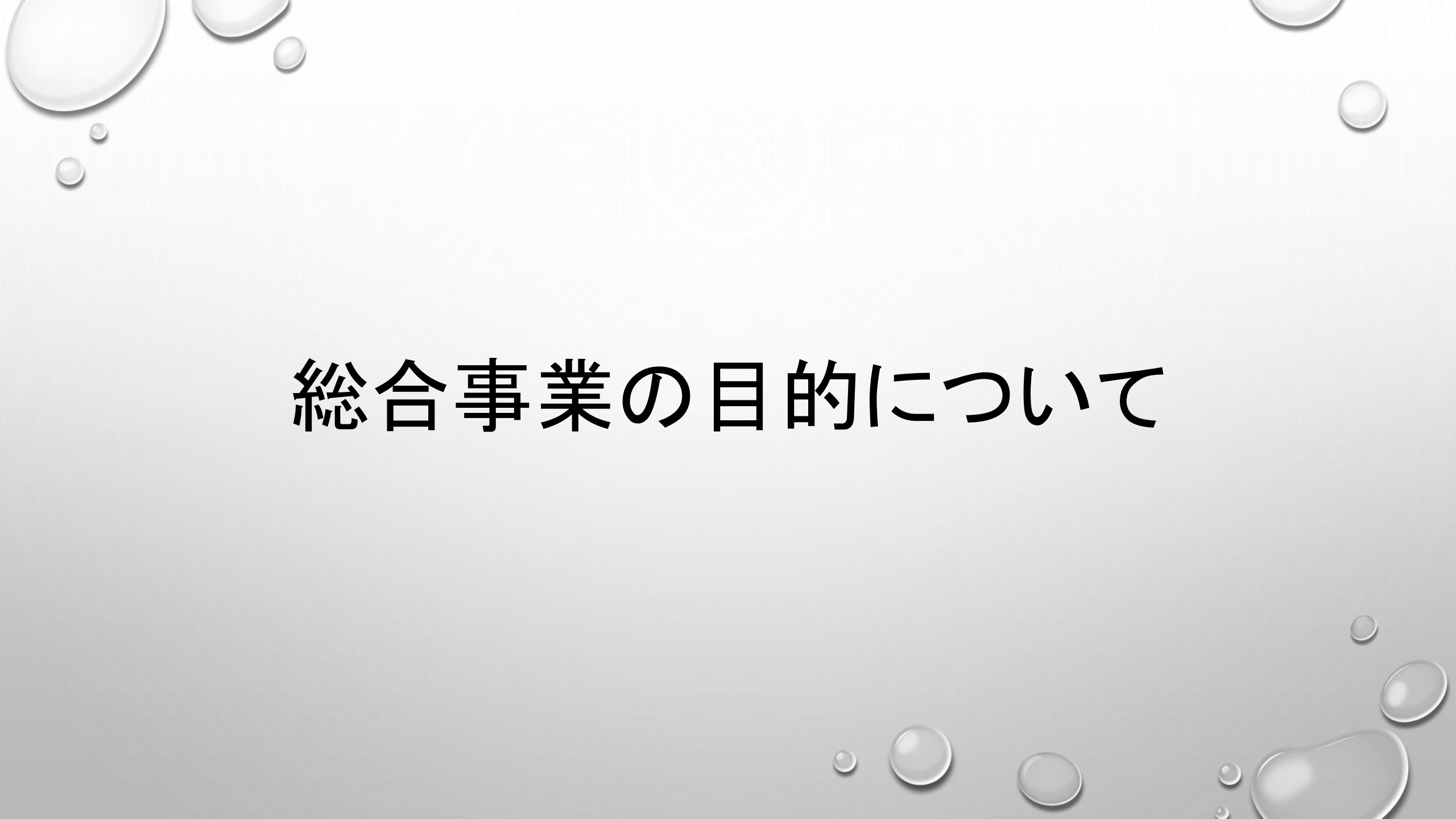
# 通所型サービスにおける サービス内容変更に伴う説明会

令和8年3月13日(金)



The background is a light gray gradient. It is decorated with several realistic water droplets of various sizes, some at the top and some at the bottom. In the upper center, there is a faint, circular logo or watermark that is not clearly legible.

# 総合事業通所型サービスについて

The background is a light gray gradient. In the top-left and bottom-right corners, there are several realistic water droplets of varying sizes. A faint, circular logo is centered in the upper half of the image, featuring a stylized globe or similar design.

# 総合事業の目的について

- 保険給付は要介護状態または要支援状態の軽減または悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行わなければならない。（介護保険法第2条2項）
- 国民は、自ら要介護状態になることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態になった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービスおよび福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。（介護保険法第4条）

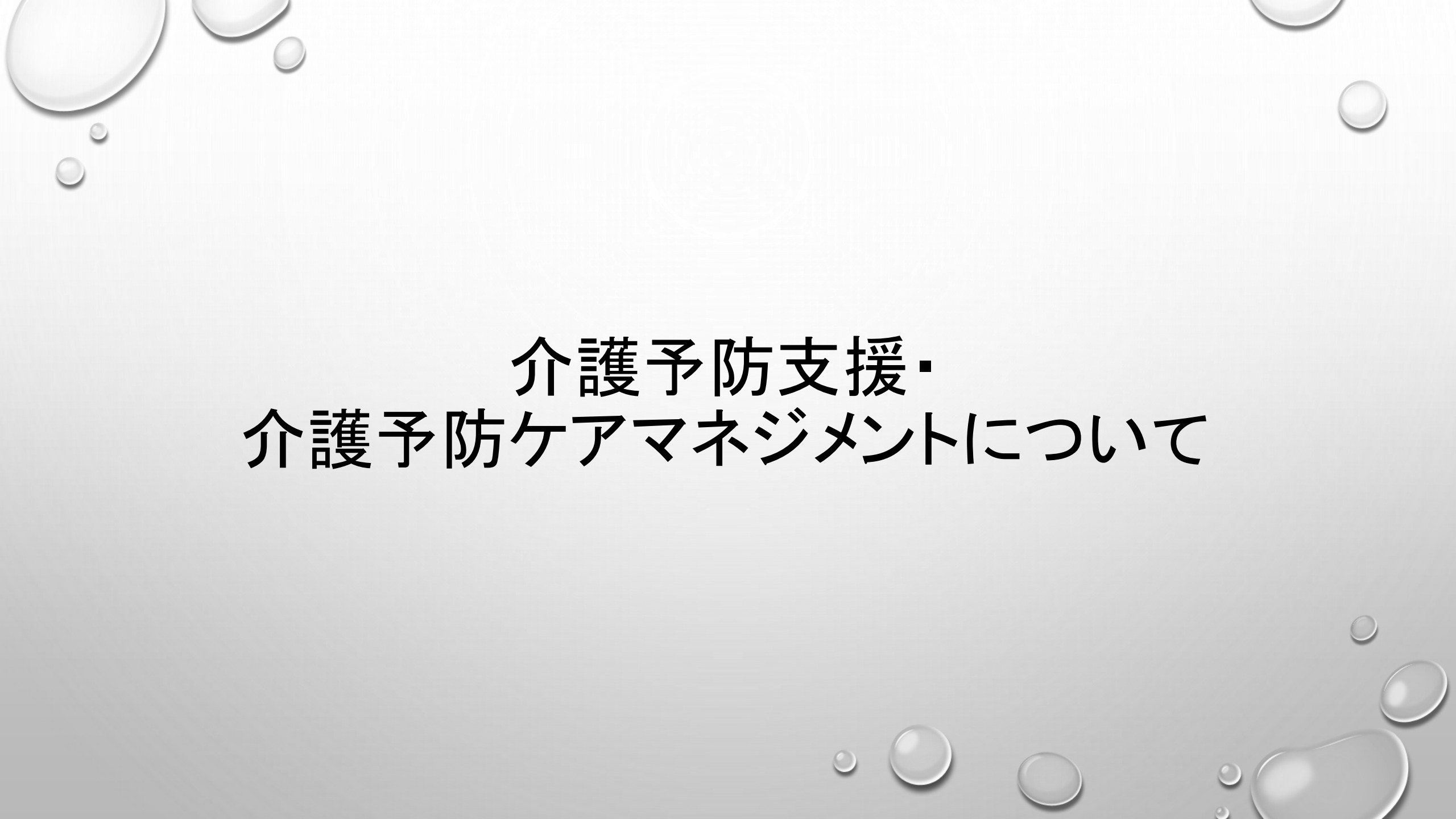
- 要支援状態とは、身体上もしくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事などの日常生活における基本的な動作の全部もしくは一部について厚生労働省令で定める期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減もしくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、または身体上もしくは精神上の障害があるために厚生労働省令で定める期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、支援の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分のいずれかに該当するものをいう。  
(介護保険法第7条第2項)

# 地域支援事業

被保険者の要介護状態または要支援状態（以下「要介護状態等」という）となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止および地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行う。（介護保険法第115条の45）



介護予防事業、包括的支援事業、任意事業

The background of the slide is a light gray gradient. In the top-left and bottom-right corners, there are several realistic-looking water droplets of various sizes, some overlapping. The text is centered in the middle of the slide.

# 介護予防支援・ 介護予防ケアマネジメントについて

# 介護予防支援の基本方針

- 利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成する（「人員、運営等の基準」第1条の2第2項）
- 利用者またはその家族に対し、介護予防サービス計画が第1条の2に規定する基本方針および利用者の希望に基づき作成される（「人員、運営等の基準」第4条第2項）



# 介護予防ケアマネジメント

- 生活機能の低下等についての自覚を促すとともに、介護予防に主体的・意欲的に取り組めるよう働きかける
- 趣味活動、社会的活動、生活歴など聴き取り、「～できない」という課題から「～できるようになりたい」に変換する

# 「できる活動」と「している活動」

- 「している活動」(実行状況)

- 「できる活動」(能力)

- 1、現在は行う機会がないが、機会があればできる活動

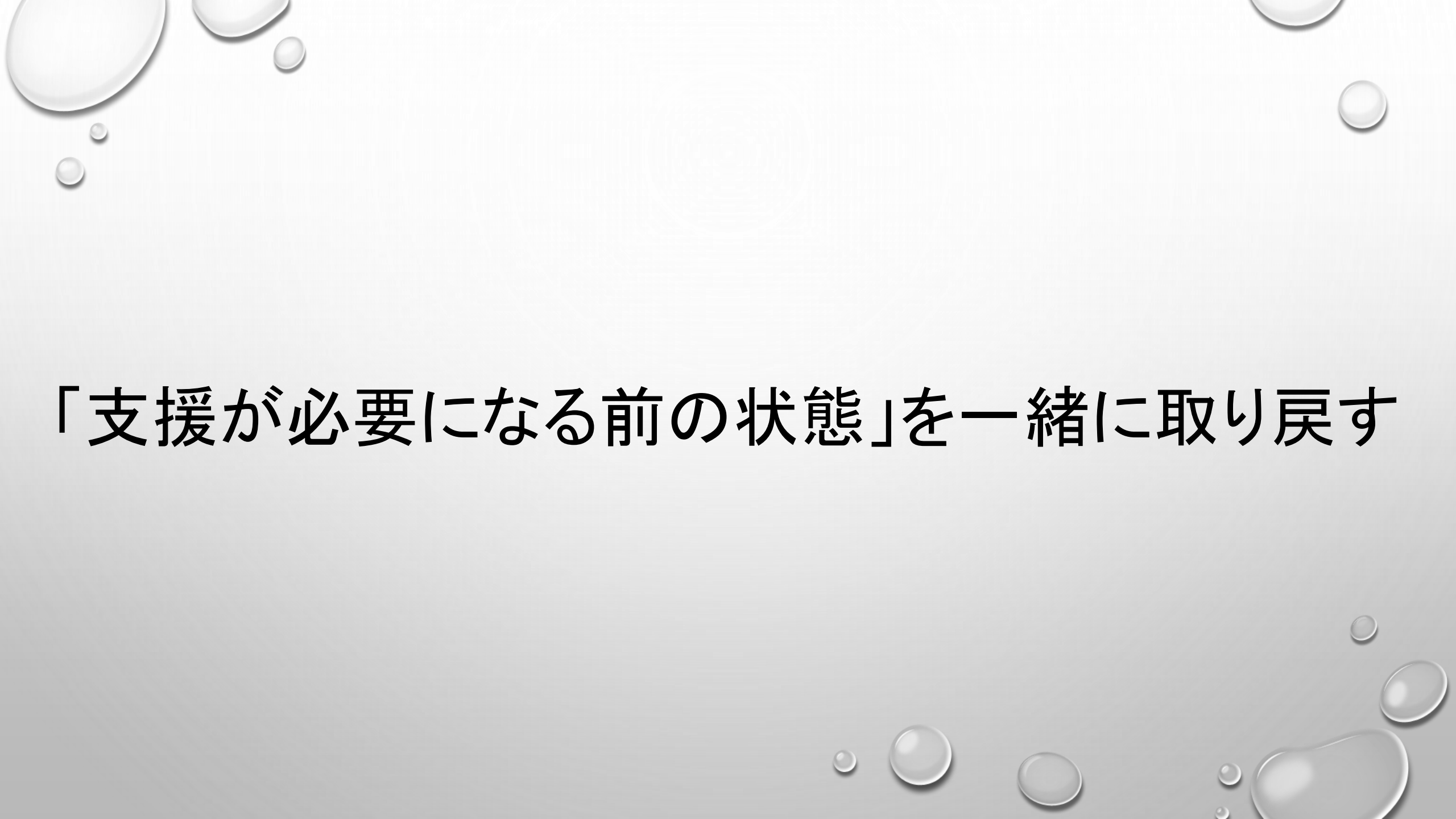
- 2、リハビリテーションや体力測定、専門的な関りを持つなどにより、発見された潜在的な能力

# 自立した生活の阻害要因

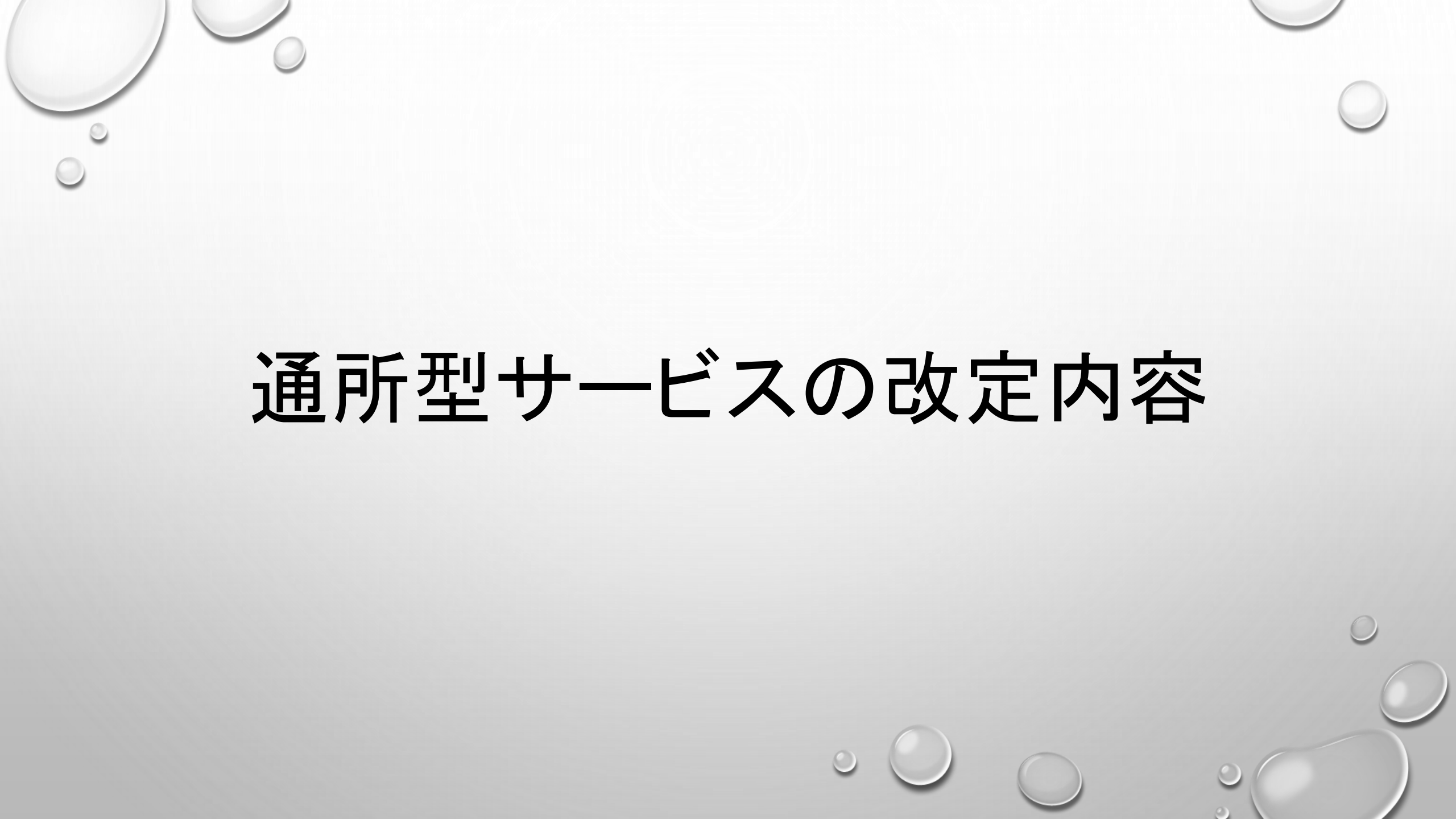
- 身体的フレイル
- 精神・心理的フレイル
- 社会的フレイル

# フレイル予防の三本柱

- 栄養、口腔機能の維持向上
- 身体活動（運動）
- 社会参加

The image features a light gray background with a subtle gradient. In the top-left and bottom-right corners, there are several realistic-looking water droplets of various sizes, rendered with soft shadows and highlights to give them a three-dimensional appearance. The text is centered horizontally and vertically on the page.

「支援が必要になる前の状態」を一緒に取り戻す



# 通所型サービスの改定内容

## 通所型

「従前相当サービス」と「サービス・活動A」の統合

### 【通常型通所サービス・活動A】

- サービス内容、単位数の一本化
- 処遇改善加算相当の単位数の上乗せ
- 独自加算の創設

# 単位数について

- 概ね週1回程度の利用

月4回以上の利用(月額報酬)

月3回までの利用(1回報酬)

- 概ね週2回程度の利用

月8回以上の利用(月額報酬)

月7回までの利用(1回報酬)



## 単位数について

- 1回あたりの報酬 333単位

- 月額報酬

概ね週1回程度の利用 1,330単位

概ね週2回程度の利用 2,660単位

## 単位数について(処遇改善加算相当単位数)

• 1回あたりの報酬                      31単位/回

• 月額報酬

概ね週1回程度の利用    122単位/月

概ね週2回程度の利用    245単位/月

## 独自加算について(入浴支援加算)

- 利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のため、施設での入浴を支援することについて評価。

40単位/回

## 独自加算について(認知症介護体制加算)

- 認知症ケアに対して質の高いサービスを提供している事業所を評価。

40・80単位/月

## 独自加算について(事業所評価加算)

- ・自立支援・重度化防止の観点から評価。(評価期間4月～2月)
- ・更新・区分変更申請を行った利用者が
  - 3人以上・・・介護度が維持・改善された人数が60%以上
  - 2人以下・・・介護度が維持・改善された人数が1以上
- ・要支援認定者が事業対象者へと移行した場合
- ・状態の悪化の理由以外でサービスの終了があった場合

100・200単位/月

## 単位数について(合成単位数)

- 一月で5回利用した場合

$$1,330 + 122 + (40 \times 5) + 40 + 100 = 1,792 \text{ 単位}$$

- 一月で9回利用した場合

$$2,660 + 245 + (40 \times 9) + 80 + 200 = 3,545 \text{ 単位}$$

# 新たなサービスの創設

## 【短期集中型通所サービス・活動A】

- 心身機能の低下により自宅での生活に支障を来している要支援者等に対して、短期集中的に機能訓練等を実施し、利用終了後も要支援者等が自ら介護予防に努め、地域の中で自立した生活を送ることができるよう支援する。

# 短期集中型の概要

- アセスメント、サービス担当者会議で利用回数(週1回OR週2回)を設定
- 月額報酬
- 利用期間は最大で3か月
- 利用終了後の評価により事業所に対して加算を算定
- ケアプラン作成は地域包括支援センターが実施



## 利用回数について

- 認定区分（事業対象者、要支援1、要支援2）に関係なく、アセスメントやサービス担当者会議等を通じて、週1回および週2回の利用を決定

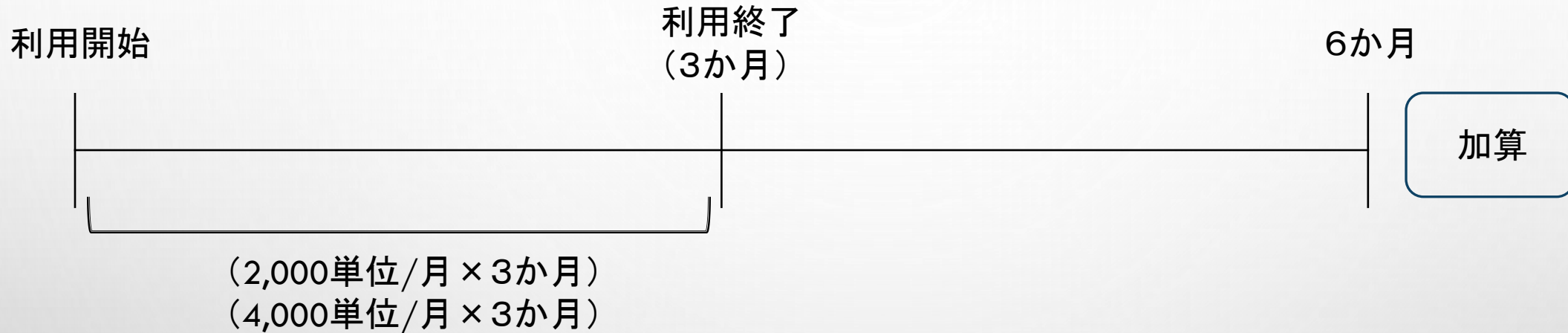
## 単位数について

- 概ね週1回(月5回まで)      2,000単位/月
- 概ね週2回(月10回まで)      4,000単位/月

## 提供時間について

- 2時間以上

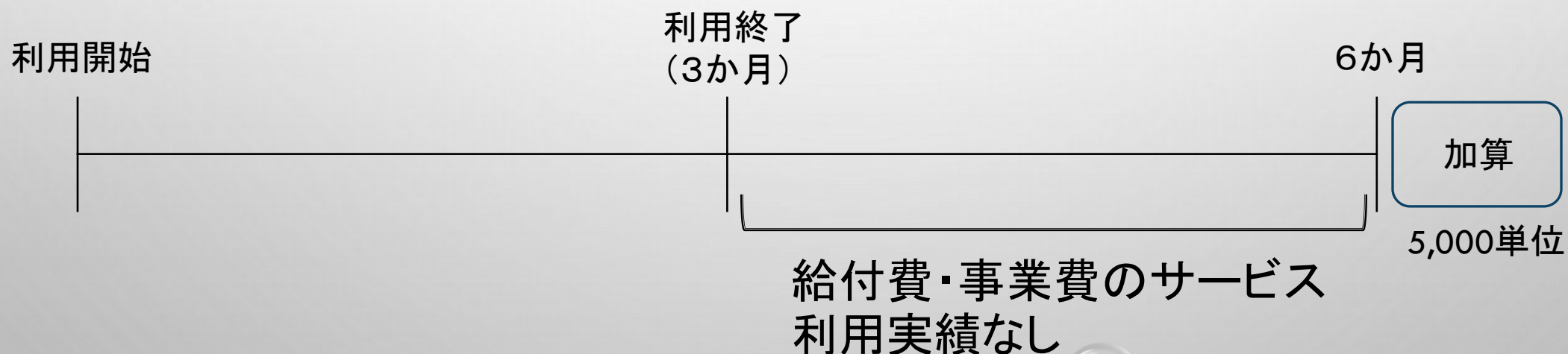
# 利用期間と利用終了後の評価について



- 利用期間は最大で3か月
- 利用期間の短縮は可
- 利用期間の延長は不可
- 利用開始から6か月後に一定の要件を満たした場合、事業所に対して加算を算定

# 在宅生活支援加算について

- サービス開始から6か月後に事業費、給付費の対象となるサービス利用実績がなく、自立した生活を送っていることが要件 … 5,000単位



# その他の加算・減算

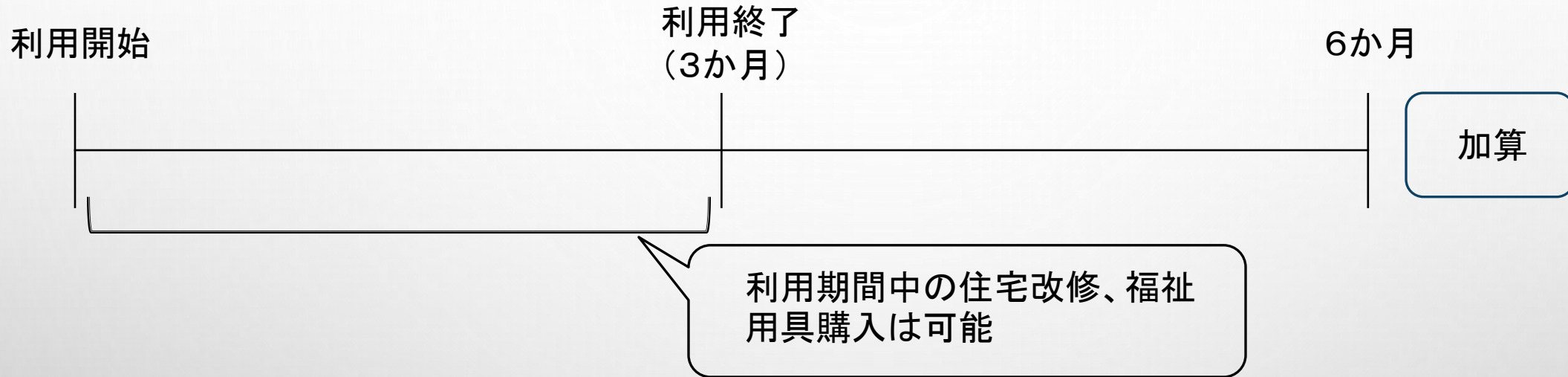
## 適用する加算・減算

- サービス提供体制強化加算
- 高齢者虐待防止措置未実施減算
- 業務継続計画未策定減算
- 同一建物減算

## 適用しない加算・減算

- 送迎減算

# 短期集中サービスの利用対象



- ほかの事業費の対象となるサービスを利用していない事業対象者
- 短期集中サービス利用開始時点で住宅改修、福祉用具購入以外の給付費、事業費の対象サービスを利用していない要支援認定者
- 要支援認定者については、短期集中サービス利用中の住宅改修、福祉用具購入は可

# 介護予防ケアマネジメントについて

- 短期集中型サービスの介護予防ケアマネジメントについては、地域包括支援センターが実施
- サービス担当者会議は原則、利用者宅で実施
- サービス終了時は原則、地域包括支援センター、通所型サービス事業所ともに利用者宅を訪問して評価を行い共有を図る
- サービス開始後、6か月後の訪問は地域包括支援センターが行い、通所型サービス事業所への情報提供を行う



# 短期集中型通所サービスの留意事項

- 利用開始から12か月を経過しないと短期集中型サービスの再利用は不可
- 心身の状態の変化により短期集中型サービスの利用を休止し、通常型通所サービスの利用が必要になった場合、月途中であっても利用区分の変更は可能
- 月途中から利用した当該月の報酬は日割り計算
- 10日までに利用開始した場合は当該月を含めて3か月の利用が上限
- 11日以降に利用を開始した場合は、ケアマネジメントに基づき当該月の扱いを決定

(※利用開始月+3か月の実施の場合、利用開始月から6か月後に評価)



# 短期集中型サービス内容について

- 身体機能の向上
- 日常生活動作の習得
- 社会参加の促進

# 短期集中型サービスの目指す姿

- 身体機能の向上
- 日常生活動作の習得
- 社会参加の促進



- 自宅で自立した生活の継続
- 地域のサロンや通いの場への参加

# 訪問型サービス・活動Aの報酬改定について

## 訪問型サービス費

- 訪問型サービス費Ⅰ（45分未満） 212単位 ⇒ 161単位（△51）
- 訪問型サービス費Ⅱ（45分以上） 236単位 ⇒ 198単位（△38）

### 生活援助中心型

|       |       |
|-------|-------|
| 45分未満 | 179単位 |
| 45分以上 | 220単位 |

## 介護職員等処遇改善加算

- ・介護職員処遇改善加算(45分未満) 39単位
- ・介護職員処遇改善加算(45分以上) 49単位

### 合成単位数

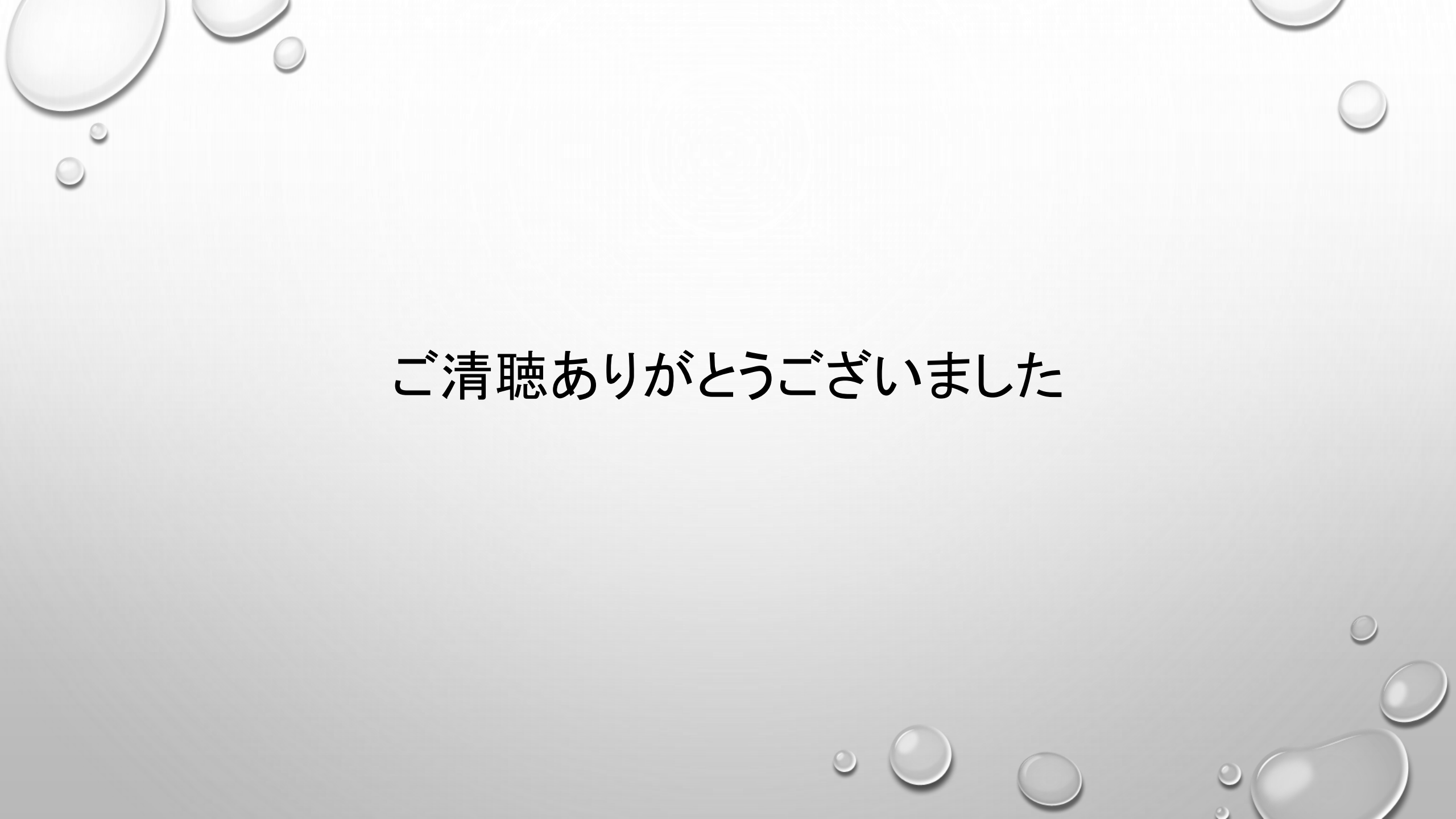
|          |            |       |
|----------|------------|-------|
| 訪問型サービスⅠ | 161単位+39単位 | 200単位 |
| 訪問型サービスⅡ | 198単位+49単位 | 247単位 |

- 介護職員等処遇改善加算の算定要件

- 指定訪問介護において、介護職員等処遇改善加算ⅠからⅣのいずれかの加算を算定していること。

- 高齢者虐待防止措置未実施減算、業務継続計画未策定減算について

指定訪問介護と同様に高齢者虐待防止措置未実施減算および業務継続計画未策定減算の適用

The image features a light gray background with a subtle gradient. In the top-left and bottom-right corners, there are several realistic-looking water droplets of various sizes, some overlapping. A faint, circular, embossed-style seal is visible in the upper center of the page. The text is centered horizontally in the middle of the page.

ご清聴ありがとうございました